本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第二三号）（法務省）

1　裁判官以外の裁判所の職員の員数を四七人減少することとした。（第二条関係）

2　この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第二四号）（財務省）

一　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正関係（第一条関係）

国際開発協会に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、四、六四一億五、七五〇万円の範囲内において出資することができることとした。（国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律第二条関係）

二　米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正関係（第二条関係）

1　政府は、米州投資公社に対して出資する合衆国ドルの全部又は一部を、国債で出資することができることとし、当該国債の発行条件、償還等については、国際復興開発銀行の例に準ずることとした。（米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律第二条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一八一号）（財務省）

1　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国債整理基金特別会計の経理の対象となる国債として、政府が米州投資公社に対して出資する国債を追加することとした。（第四〇条関係）

2　この政令は、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年四月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第二十三号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万千七百十三人」を「二万千六百六十六人」に改める。

附　則

この法律は、令和七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

法律第二十四号

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年四月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

（国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第一条　国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

22　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、四千六百四十一億五千七百五十万円の範囲内において、出資することができる。

（米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第二条　米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和六十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（出資額）」を付し、本則に次の二条を加える。

（国債による出資等）

第二条　政府は、前条第二項の規定により米州投資公社に出資するアメリカ合衆国通貨に代えて、その全部又は一部を当該通貨をもつて表示する国債で出資することができる。

2　前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。